第１７回千葉市政治倫理審査会議事録

１　日時 ： 令和３年８月２３日（月）午前１０時３０分　～　午前１０時３８分

２　場所 ： 千葉市議事堂　３階　第５委員会室

３　出席者

（１）委員

佐野善房委員、牧野勇次委員、三浦亜紀委員

（２）事務局

峯村総務局長、久我総務部長、亀井人事課コンプライアンス推進室長、増田人事課コンプライアンス推進室主査

４　議題

（１）関連会社等報告書の審査について

５　議事の概要

（１）関連会社等報告書の審査

事務局から当該報告書の説明を聴取し、質疑応答の後、審査の結果としては、特に指摘すべき事項はないとの結論となった。

６　会議経過

○　開会

（佐野会長）本日の議題は「関連会社等報告書の審査について」です。市長から報告書が提出されていますので、事務局より説明をお願いします。

（事務局　亀井人事課コンプライアンス推進室長）千葉市長の政治倫理に関する条例に基づき、市長が作成する報告書は表に記載の４つとなっています。それぞれの報告書について、簡単に概要を説明します。

はじめに、資産等報告書ですが、条例第４条第１項に基づき、市長の任期開始の日において有する資産等について、同日から起算して１００日を経過する日までに作成することとされているものです。

本年３月２１日の神谷市長の就任に伴い、６月２８日付けで本報告書は作成されており、来週８月３０日から閲覧を開始する予定となっていますが、これについては次回の審査会において、改めて審査をお願いするものとなります。

次に、資産等補充報告書ですが、条例第４条第２項に基づき、任期開始後の、毎年１２月３１日時点で新たに有することとなった資産等を報告するもので、今年度は作成の対象外となっています。

次に、所得等報告書ですが、条例第５条に基づき、前年１年間を通じて市長であった場合に、前年分の所得等について報告するもので、今年度は作成の対象外となっています。

最後に、関連会社等報告書ですが、条例第６条に基づき、毎年４月１日において報酬を得て会社の役員等の職に就いている場合に報告するものとなります。

なお、いずれの報告書についても、報告書の対象者は、市長本人のほか、配偶者及び扶養親族も対象となっています。

それでは、関連会社等報告書について、説明します。

関連会社等報告書については、今年度は４月３０日に作成されており、市長、配偶者及び扶養親族のいずれも「該当なし」と報告されています。

なお、本報告書については、６月３０日（水）から閲覧を開始しているものです。

（佐野会長）ただ今事務局から説明がありましたが、何か質問はありますか。

（三浦委員）熊谷前市長は、千葉テレビ放送株式会社の取締役に就任していましたが、神谷市長はいかがでしょうか。

（事務局　亀井人事課コンプライアンス推進室長）神谷市長については、令和３年６月２４日の株主総会において、取締役への就任が承認され、同日付で就任したと聞いております。なお、報酬は無報酬のため、関連会社等報告書の対象とはなりません。

（佐野会長）前市長の熊谷氏と同じということですね。

（事務局　亀井人事課コンプライアンス推進室長）はい。

（佐野会長）他に質問等がないようでしたら、お諮りします。

審査の結果、関連会社等報告書については、特に指摘すべき点はないという結論でよろしいですか。

（各委員より、「異議なし」）

これで、本日の議題の「関連会社等報告書の審査について」は終了しました。特に質問等がなければ、本日の審査会はこれで終了します。

○　閉会